

諮問日：令和3年3月26日（令和2年度（最情）諮問第45号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）答申第14号）

件名：最高裁判所調査官において担当の最高裁判所裁判官に答申を行うことになっていることが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所調査官において上告された裁判記録を読み、「大法廷回付」，「小法廷での評議」，「棄却相当」，「破棄相当」といった分類をして，担当の最高裁判所裁判官に答申を行うことになっていることが分かる，最高裁判所調査官室作成の文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和3年2月19日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所調査官は，最高裁判所裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に関して必要な調査を行うものであり，その事務は裁判事務に属することから，司法行政部門において本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要性はない。

最高裁判所内において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所調査官は、最高裁判所裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に関して必要な調査を行うものであり、その事務は裁判事務に属することから、司法行政部門において本件開示申出に係る文書を作成又は取得をする必要性はないとのことである。最高裁判所調査官が事件の審理及び裁判に関して必要な調査をつかさどることは、裁判所法57条2項に明示され、その事務は、その性質からすると、裁判事務に属することは明らかであり、司法行政部門において本件開示申出に係る文書を作成し又は取得する必要性はないという最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子